

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

開会日	令和3年12月1日（水）午前9時30分
閉会日	令和3年12月1日（水）午前10時56分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員 長 岡崎つよし 副委員 長 富田えいじ 委 員 青山直道 川合保生 木村さゆり さとうゆみ 田崎あきひさ わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 次長 福岡隆也 福祉部長 川本満男 次長 斉場三枝 次長（保険医療・健康推進担当）浅井俊光 保険医療課長 林 元美 課長補佐 森 健一 国保年金係長 浜田のぞみ 教育部長 山端剛史 教育総務課施設係長 日置桂敬 指導主事 谷村秀史  計 12 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり



別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

**議案第 57 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

保険医療課長 議案第 57 号について説明

さとう委員 産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金の支給額の改正とのことだが、産科医療補償制度の見直しとはどのような内容か。

保険医療課長 産科医療補償制度は、出産時の事故で発症した重度脳性麻痺のお子さん  
と、その家族の経済的負担を補償する制度であるが、過去の事故発生件数  
や余剰金の状況などから、掛け金が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き  
下げとなる。

さとう委員 長久手市国民健康保険運営協議会に諮問したとのことだが、出産育児一  
時金の金額は全国一律ではなく、市ごとに違うのか。

保険医療課長 産科医療補償制度の掛け金の額は全国一律であり、各市の規則等で定め  
ている。

当市の出産育児一時金は、一時金の本来分に、産科医療補償制度の掛け  
金分を加算して 42 万円を支給している。総支給額に変更がないよう、掛け  
金の引き下げ額 4,000 円を一時金の本来分に加えることについて運営協議  
会に諮問し、諮問のとおりとする答申があった。

わたなべ委員 市内の分娩機関について、産科医療補償制度の加入率はどのようか。

保険医療課長 愛知県内は 100 パーセントである。

さとう委員 平成 21 年の産科医療補償制度の運用開始以降、保証金の支払実績はどの  
ようか。

保険医療課長 申請は市を通さずに行われるので詳細は分からないが、全国で年間約  
455 件と聞いている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 58 号** **長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**  
保険医療課長 議案第 58 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 59 号** **長久手市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について**  
保険医療課長 議案第 59 号について説明

さとう委員 民法の一部改正に伴う条例改正とのことだが、民法の一部改正とはどのような内容か。

保険医療課長 成年年齢に関する改正である。

改正前は、婚姻年齢が男性 18 歳以上、女性 16 歳以上であり、婚姻とともに成年とみなすという婚姻による成年擬制の条文があった。改正後は、婚姻年齢が男女ともに 18 歳に統一され、成年の年齢も 18 歳となることから、婚姻による成年擬制の条文が削除されることとなった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 60 号 長久手市教育支援センター条例の制定について**

教育部長 議案第 60 号について説明

さとう委員 学校生活になじめない児童生徒の学習機会を確保し、支援の中核的な役割を果たすとあるが、現在の適応指導教室N-ハウスあいと比べ、どのようなことが充実するのか。

教育部長 現在の適応指導教室N-ハウスあいで行っている相談事業や学習支援について、大きく変わることはない。学習室が広くなったり、市役所が近いため関係部署との連携がしやすくなるなどの効果が期待できる。

田崎委員 移転先の建物には、教育支援センター以外の施設が入ることではないか。

教育部長 今回、教育支援センターとして整備するのは1階と2階である。3階の使用方法はまだ検討中である。

田崎委員 そのことは条例に明記しなくてもよいか。

教育部長 まずは、教育支援センターを単独の施設として設置し、施設の管理と運営について条例で定める。3階の使用方法を含めた詳細については未定だが、規則で定めることを考えている。

田崎委員 施設の敷地内にあるガレージに民具が収納されている。N-ハウスあいの活動で、ガレージを使用することはないのか。使用するなら、現状のままでは活動が制限されるのではないか。

施設係長 現在のところはガレージは使用しないと考えているが、今後使用することはあるかもしれない。

田崎委員 N-ハウスあいについて、現在の「適応指導教室」という表現は、今後は使わないということによいか。

教育部長 適応指導教室という呼称については、指導の色合いが強すぎるのではないかという声もあった。適応指導だけでなく、訪問や保護者からの相談事業なども行っており、総合的な支援を行う施設であるため、今後は「適応指導教室」ではなく、「教育支援センター」に名称を変更することとした。

青山委員 まずは1階と2階を教育支援センターとして整備するとのことだが、建物や敷地の全体を教育委員会が管理するということによいか。

施設係長 そのとおりである。

わたなべ委員 元は民家である建物だが、内部の仕様は今後、子どもたちの様子を見ながら変えていくのか。

教育部長 建物内部の改装については、今年10月中旬、Nーハウスあいに通っている児童生徒を建物に招き、いろいろな意見をもらった。建物の一部に創造エリアを設けており、子どもたち自身がデザインした床や壁について、工作や塗装など、失敗・挑戦を繰り返しながら自分たちの手で仕上げてもらいたいと考えている。今後も、子どもたちの声を生かしながら整備を進めていく。

さとう委員 現在、Nーハウスあいの登録者は25人くらいで、1日に9人くらいが通っているとのことである。登録はしていないが、不登校で支援が必要な児童生徒はいるか。

教育部長 支援が必要と把握した児童生徒は、Nーハウスあいに登録していただいている。

児童生徒の状況は日々変わることがあるため、学校と教育委員会で情報交換し、連携しながら対応していく。

さとう委員 使用方法が決まっていない3階については、現在どのような状態になっているか。例えば貸出しすることになった場合に、すぐに貸し出せるように改修してあるのか。

施設係長 3階の改修はほとんど行っていない。玄関の吹き抜け部分について、ガラスが割れて落ちてこないような対策を行ったのみである。貸し出す予定は今のところはない。

さとう委員 1階と2階はどのように使用するか。小学生と中学生で使用する階を分けるのか。

施設係長 1階は学習室、相談室と、地域交流室という様々な用途で使える部屋を設けている。2階の部屋は広めであり、軽い運動ができるようになっている。小学生・中学生とも、1階と2階の両方を使用する。

さとう委員 以前、敷地内に畑を作るという教育長の答弁があったが、敷地内の状況はどのようなになっているか。

施設係長 灯籠など倒壊の危険性があるものの撤去や、大きな木の剪定を行っている。畑については、子どもたちやボランティアなどで一緒に作る計画をしている。

田崎委員 ガレージに収納している民具をそのままの状態にして、令和4年4月1日に教育支援センターとして設置するのはおかしい。民具はいつまでに移動させるのか。

教育部長 生涯学習課と継続的に協議を行っている。

市長 この建物については、市が初めから全て決めて規定どおり使っていくのではなく、子どもや親も一緒になっていろいろ考えて決めてほしい。それ

そのものが教育だと考えている。4月に開所するが、子どもたちの意見を聞きながら、新しい形を作っていくしてほしい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

## 所管事務調査

### 長久手市のG I G Aスクール構想の現状について

教育部長      タブレット端末の主な活用状況については、学習支援ソフト「ミライシード」を導入し、タブレット画面上での意見共有や資料作成、発表に使用したり、ドリルによる個人学習に使用したりしている。インターネットに接続することで、Nーハウスあいや家庭でも使用できる。今後、各クラスに月に1回程度I C T支援員が入り、操作方法など授業の支援を行っていく。また、授業に関することをインターネットで検索して調べたり、カメラ機能を使った観察記録などにも活用している。児童生徒用のインターネット検索機能は、有害サイトへ接続されないよう制限をしている。

事業費7億4,516万2,000円については、学校内のL A N配線等のネットワーク整備、タブレット端末の購入・リースと設定及び保守業務委託、I C T支援員の業務委託、遠隔学習用カメラシステムの著作権の費用などが含まれている。

現状と今後の計画について、9月の補正予算で導入したモバイルルーターは、3学期から試行を開始する。タブレット端末の持ち帰りは9月に全校で試行し、家庭のインターネット環境などについてアンケートを実施した。オンライン授業については、学校とNーハウスあいの間で3学期に試行できるよう進めており、全ての学校でオンライン授業ができるように運用方針をまとめている。また、G I G Aスクール構想の事例を集約し、活用できるようにしていく。

富田委員      タブレット端末の持ち帰りについて、東京で実施したアンケートでは、

子ども1人でインターネットを使用させることが不安だという回答が最も多かったと聞いた。本市のアンケートでも同じような意見はあったか。

指導主事 特に小学校低学年の保護者からいただいている。対応について検討し、運用方針に盛り込むよう進めている。

さとう委員 タブレット端末等を使い慣れている教員もいれば、苦手な教員もいると思うが、その差を埋めるためにどのような研修を行っているか。

指導主事 長期休暇中に、ICT支援員を講師として教員研修を行っている。タブレット端末等を使い慣れている教員であっても、それをどのように教育に生かすかについては研修が必要である。ICT支援員は、導入している学習支援ソフト「ミライシード」の制作会社である株式会社ベネッセコーポレーションに委託しているため、さまざまな活用事例を研修の中で提示できる。今後子どもたちに実際に使ってもらいながら、効果的な活用ができるよう高めていく必要がある。

わたなべ委員 ICT支援員は何人いて、どのくらいの頻度で支援に入るのか。

指導主事 1クラスあたり月に1回程度である。ICT支援員は3人で、それぞれ担当の学校が決まっており、同じ学校内の他クラスや他学年で行った活用方法について情報共有がしやすい状況である。

さとう委員 今後、休校や学級閉鎖になった時はオンライン授業を実施するか。

指導主事 対応の規模によっては、授業時間数の確保という点からオンライン授業を実施する可能性はある。インフルエンザのように二、三日程度の学級閉鎖であれば、プリント配付で対応できる。

急な休校等でオンライン授業を実施するにあたっては、タブレット端末をどのように家庭まで届けるかなど課題があり、運用面の整備が必要である。

田崎委員 東京都町田市で、小学6年生の女子がタブレット端末のチャット機能によるいじめで自殺した事件があったが、本市の貸与しているタブレット端末は、チャット機能が使用できる状態になっているか。

指導主事 チャット機能が入っているアプリはインストールされていない。

ただし、オンライン授業に使用するZoomの中にチャット機能があり、その機能だけに制限をかけることはできないため、情報モラル教育を含め、使い方の指導をしていく。

アプリをインストールするには、児童・生徒用、教員用ともに申請が必要である。

田崎委員 N-ハウスあいのオンライン授業について、在籍する学校や学年が違う児童・生徒に対し、どのように実施するのか。



- 指導主事 Nーハウスあいに通う児童・生徒は、いろいろな事情や特性があるため、個別対応が必要である。3学期に実施予定のオンライン授業の試行は、現在通っている児童・生徒のニーズに合わせたものである。
- さとう委員 タブレット端末について、計算機などのように有害ではないが使用制限をかけている機能はあるか。
- 施設係長 計算機については把握していない。  
AirDropという機能は便利である反面、使い方によっては有害にもなる。当初は制限していなかったが、検討した結果、制限をかけることになった。基本は厳しめの設定になっており、学校単位で必要と判断されたものについてはインストールの申請をしていただき、追加していく。

### 委員派遣について

- 委員長 令和3年12月2日午前10時30分から、長久手市池田77番地長久手市立北小学校で「GIGAスクール構想の現状」について視察し、全委員参加とする。本件について、以上のとおり委員派遣とすることに異議があるか。

〈異議なし〉

- 委員長 異議なしと認める。については、所管事務調査のため12月2日に長久手市池田77番地長久手市立北小学校へ全委員を派遣することとし、議長へ派遣承認要求書を提出する。

- 委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

- 委員長 閉会宣言

午前10時56分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和3年12月1日

教育福祉委員会委員長 岡崎つよし